

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第58号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年1月15日 07時20分ごろ	
発生場所	関門港若松区 福岡県北九州市所在の堺川口船だまり防波堤灯台から真方位253°350m付近 (概位 北緯33°54.4′ 東経130°51.0′)	
事故等調査の経過	平成23年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第参拾壱 <sup>きよくよう</sup> 旭洋丸、495トン	
船舶番号、船舶所有者等	135394、旭洋海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約3.4m、船尾約4.8mの喫水で関門港の堺川公共岸壁に着岸作業中、風速約10m/sの北西風に圧流され、平成23年1月15日07時20分ごろ、船底が擦過したことを感じた。 本船は、船体、機関等に異常がなかったので通常の航海を続けた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、関門港の堺川公共岸壁に着岸作業中、風速約10m/sの北西風に圧流されたことから、船だまり近くの浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門港の堺川公共岸壁に着岸作業中、風速約10m/sの北西風に圧流されたため、船だまり近くの浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	